

Title	小型武器ガバナンスの研究 : 武器輸出管理レジームと開発アプローチの統合
Author(s)	工藤, 正樹
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49080
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	工藤まさ樹
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 22135 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	小型武器ガバナンスの研究：武器輸出管理レジームと開発アプローチの統合
論文審査委員	(主査) 教授 黒澤 満 (副査) 教授 姫野 勉 准教授 栗栖 薫子

論文内容の要旨

小型武器問題を扱う研究・実務家集団には、現在ふたつの大きな流れがあると思われる。ひとつは、軍縮や武器輸出管理を扱う安全保障の専門家であり、いまひとつは開発援助の専門家である。本稿の目的は、こうした両者をつなぐための知的基盤を提供することである。本稿では特に、グローバル・ガバナンスという視座から小型武器問題を体系的に捉えようと試みた。

しかし、小型武器ガバナンスの全貌を捉えるためには、少なくとも次の2つの視点を新たに分析に組み込む必要がある。

第1は、レジームの形成過程を個別・静的ではなく、全体・動的に捉える視点である。こうした視点により、次のような問いを考察することが可能となる。当初は同じ問題群として捉えられていた対人地雷と小型武器に対して、なぜ、その後、異なる枠組みが形成されたのか。また、なぜ、小型武器の場合には「全廃」レジームが形成されず、武器輸出管理レジームが形成されたのか。

第2に、「開発アプローチ」の視点である。開発アプローチは、小型武器問題の解決に不可欠な取り組みであるにもかかわらず、まだまだ分析がなされていない。本稿ではこれを「小型武器ガバナンス」の不可欠の要素として取り込み、小型武器問題の視点から改めて整理しようと試みた。特に、開発アプローチはどのような性質を有しており、それはどのような経緯で開発課題として取り上げられたのか、といった点を考察している。

以上の2つの新しい視点を取り込むことで、本稿は、今後の体系的な小型武器研究のための、いわば「基礎設計図」のようなものを描こうと努めた。各章の内容は次のとおりである。

第1章では、問題の所在、および分析のための基本的な枠組みを提示した。特に小型武器は軍隊だけでなく警察や個人にも所有・使用されており、対人地雷とは異なる兵器体系である。また、本稿では、小型武器ガバナンスをルール志向の枠組み（武器輸出管理レジーム）と非ルール志向の枠組み（開発アプローチ）という形に整理した。

第2章では、レジームの規制過程をたどった。小型武器の場合、当初に設定された「非合法取引」の規制を中核とする流れに大きな変更が加えられないまま、レジームの形成が進められた点が特徴的である。

以上をふまえて第3章では、なぜ、武器輸出管理レジームが形成されたのか、を考察した。ここでは、オラン・ヤングの分析枠組みに依拠して、政府専門家パネル・グループが政策アイデアの提示と調整という2つの機能を担い、

かれらが提示した武器輸出管理レジームが 2001 年の政治合意に引き継がれた、という分析結果を提示した。

第 4 章では、小型武器ガヴァナンスのもうひとつの構成要素である「開発アプローチ」を取り上げ、その特徴と課題を整理した。「開発アプローチ」は、ルール志向ではなく自発的な性質が強い枠組みであることがひとつの特徴となっている。同時にこれは、直接・間接支援、供給・需要への対応を含んだ多角的な取り組みでもある。

以上のように本稿は、小型武器ガヴァナンスという概念を用いて、武器輸出管理レジームと開発アプローチを統合的に捉える視点の提示を試みた。小型武器問題の解決には、双方への取り組みが不可欠である。しかし、いまのところ安全保障の専門家と開発援助の専門家との議論は十分ではない。それに対して本稿は、2つの枠組みを統合的に捉える視点を提示し、両者の間に横たわる認識のギャップを解消しようと試みた。本稿が学術的あるいは実務的に何らかの意義を有しているとするならば、こうした点にあるのではないかと思われる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、小型武器問題に対応する枠組みとして存在する国連を中心として形成が進められている「武器輸出管理レジーム」と、経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）で具体化の動きが進展している「開発アプローチ」を全体的に統合させ、小型武器への対応を小型武器ガヴァナンスとしてとらえ、これまでの進展を分析するとともに、今後の発展の方向を検討するものである。すなわち、この問題は優れてグローバルな問題であるとともに国家のみならず非国家行為体がかかわるものであり、政府なき秩序をめぐる問題であり、ルール志向の枠組みと非ルール志向の協働が必要な問題であるとする。

第 1 章では、小型武器の特徴を概観し、特に軍隊だけでなく警察や個人も所有するという特徴があることを指摘し、国連と地域でのこれまでの取り組みを概観し、ガヴァナンスの構成要素として、ルール志向の枠組みとして 2001 年の行動計画を中心とした武器輸出管理レジームおよび非ルール志向の枠組みとして開発アプローチを分析視角として全体の枠組みを示している。

第 2 章は、国際的規制の枠組みとしてのレジームの規制過程につき、1997 年および 1999 年の報告書ならびに 2001 年の行動計画の形成過程を詳細に検討し、当初設定された「非合法取引」の規制を中核とする流れに大きな変更なくレジームが形成されたことが特徴であるとする。

第 3 章は、なぜ現在のようなレジームの姿になったのかに焦点を当て、まず対人地雷の禁止に関する「オタワ・プロセス」との比較検討を行い、対人地雷は人道的アプローチが主導的であったのに対し小型武器の場合には武器輸出管理が中心となったこと、対人地雷では「主導国+NGO」といった動きが見られたが、小型武器ではそれがなく、NGO の役割が限定的であったことが示され、さらに小型武器の場合、「知的リーダーシップ」も「企業家的リーダーシップ」も主に政府専門家パネル・グループであったこと、また兵器の性質上、小型武器は「南北問題」となりえず、非人道性との因果関係も科学的に証明できず、「非人道性」という再定義が困難であったことが明らかにされる。

第 4 章は、開発アプローチの特徴と課題を検討するもので、安全保障と開発をめぐる議論を紹介し、SSR（治安部門（システム）改革）は小型武器問題は目的ではなく手段であり、それ自体を目的としている AVR（武装暴力の削減）が重要であると指摘し、課題としてはこれらの概念を開発援助関係者に普及させること、ODA 枠を拡大すること、SSR や AVR の導入のための政治的な後押しが不可欠であるとする。また開発アプローチの特徴として、それは自発的・情報共有型であり、根本原因への対応なども含んでおり、供給側だけでなく需要側への取り組みも重視する点を指摘する。

結論的には、この問題の解決のためには、武器輸出管理レジームと開発アプローチが車の両輪のように一体のものとして発展していくべきであるし、それらの統合などの政策提言を行っている。

本論文は、小型武器への対応として包括的に問題をとらえ、武器輸出管理レジームと開発アプローチの統合をめざすもので、これまでの研究に見られない新たな視角を提示するものであり、学界への大きな寄与をなすものと考えられるので、審査員一同は博士（国際公共政策）の学位を授与するのに値すると思う。